

北海道告示第10662号

漁業法(昭和24年法律第267号)第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定により、北海道漁業調整規則(令和2年北海道規則第94号)第5条第1項第18号に掲げるかにかご漁業(日本海北部海域)について、その許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定めた。

令和6年4月18日

北海道知事 鈴木直道

制限措置						許可又は起業の認可を申請すべき期間	備考	
(1) 漁業種類	(2) 操業区域		(3) 漁業時期	(4) 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	(5) 船舶の総トン数			(6) 漁業を営む者の資格
かにかご漁業(べにずわいがに)	日本海北部海域	島牧郡と久遠郡との境界にある茂津多岬突端正西の線以北、樺太西能登呂岬突端と宗谷岬突端を結ぶ線以西の我が国領海及び排他的経済水域内の海域とする。ただし、共同漁業権漁場区域並びに800メートル以浅海域を除く。	7月1日から翌年4月30日まで	3隻	200トン未満	宗谷総合振興局、留萌振興局、石狩振興局及び後志総合振興局管内に住所を有する者であること。	令和6年4月24日から同年5月23日まで	<p>1. 許可の有効期間は、令和6年7月1日から令和7年6月30日までとする。</p> <p>2. 起業の認可の有効期間は、令和6年7月1日から同年12月31日までとする。なお、北海道漁業調整規則第8条の規定による当該起業の認可に基づく許可の有効期間は、許可の日から1に掲げる許可の有効期間の満了の日までとする。</p> <p>3. 申請書の提出先は、申請者の住所地を所管する総合振興局又は振興局産業振興部水産課とする。</p> <p>4. 許可に当たっては、次に掲げる内容の条件を付けることがある。</p> <p>(1) 暴風雨、漁船の損傷、その他やむを得ない場合を除き〇〇港以外に漁獲物を陸揚げし、又は他の船舶に転載してはならない。やむを得ない事由により、〇〇港以外に漁獲物を陸揚げし、又は他の船舶に転載する場合は、その都度、〇〇総合振興局長又は〇〇振興局長を経由して知事に報告しなければならない。</p> <p>(2) 漁獲物は、必ず一度に全量を陸揚げし、所属漁業協同組合の指定する荷受機関の計量を受けなければならない。</p> <p>(3) 漁獲物の計量後は、漁獲物を船内に保持してはならない。</p> <p>(4) 漁獲物が別に通知する許容漁獲量に達した場合は、操業を停止しなければならない。</p> <p>(5) 海中に敷設することができる連数及びかご数は、6連以内及び1,000個以内でなければならない。</p> <p>(6) かごの網目の内径の長さは、15センチメートル以上(結節から結節の長さは、7.5センチメートル以上)、かご側面最下部に形成される菱形の網目の各方向対角線の長さの平均値は、それぞれ10センチメートル以上でなければならない。</p> <p>(7) 漁具には、標識を付けなければならない。 漁具標識は、各連の両端のブイに方50センチメートル以上の赤旗を水面上1.5メートル以上の高さに掲げたボンデン竿に付し、当該竿の中央より下部に横13センチメートル以上、縦18センチメートル以上の大きさの札を付し、旗及び札には、それぞれ上から順に連番号、船名及び漁船登録番号を明記しなければならない。 また、すべてのブイに船名及び漁船登録番号を明記しなければならない。</p> <p>(8) 音波浮上式ブイは使用してはならない。</p> <p>(9) 次に掲げるかにかが採捕されたときは、できる限り損傷しないよう速やかに海中に戻さなければならない。 ア ずわいがに イ べにずわいがにの雌がに及び甲幅9.5センチメートル未満のべにずわいがにの雄がに ウ 脱皮直後のべにずわいがに</p> <p>(10) 知事が漁業調整上、操業に関し必要な事項を命じたときは、これに従わなければならない。</p> <p>(11) 我が国領海及び排他的経済水域以外には立ち入ってはならない。</p>